弁理士登録公告

平成28年２月10日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名
２月10日	20534	柳　雄也
２月10日	20535	狩野　芳正

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成28年１月17日	07143	手島　孝美	死亡抹消
平成28年１月31日	07936	池沢　寛	申請抹消
平成28年１月31日	08912	森山　哲夫	〃
平成28年１月31日	15363	小田　雅章	〃

弁理士数　10,869名
（平成28年２月10日現在）

平成 28 年２月 29 日　　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成28年２月10日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　　記

月　日	登録番号	氏　名
２月10日	10461	池田　伸美
２月10日	16822	倉谷　達則
２月10日	17587	中村　和正
２月10日	17598	海老　裕介
２月10日	17929	和田　英子
２月10日	18158	和田　直斗
２月10日	18160	三原　史子
２月10日	18406	宮崎　恭
２月10日	18436	近倉　嘉人
２月10日	18579	谷口　緑理
２月10日	18731	小飛山悟史
２月10日	18751	森　秀樹
２月10日	18841	阪下　典子
２月10日	18872	齊藤　良平
２月10日	18915	本多　正生
２月10日	18939	前澤　龍
２月10日	18965	佐野　寛幸
２月10日	19363	宮澤　優子
２月10日	19386	豊田　敬介
２月10日	19475	田中　秀明
２月10日	19511	中西　貴之
２月10日	19546	柳澤　文子
２月10日	19675	工藤　雪
２月10日	19715	徳川　和久

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　3,179名
（平成28年２月10日現在）

平成 28 年２月 29 日　　日本弁理士会

公示送達

水堂博文氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成28年２月29日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成28年綱第２号異議申出事案の審査開始通知書及び異議申出の補正について（連絡）

平成 28 年２月 29 日　　日本弁護士連合会

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　経済産業企業年金基金

２．事務所の所在地　滋賀県大津市中央３丁目１番８号

３．理事長の氏名及び住所　磯田　隆雄　滋賀県大津市中央３丁目１番８号

４．設立事業所の名称及び所在地　近江度量衡株式会社　滋賀県草津市、湖国精工株式会社　滋賀県大津市、一般社団法人滋賀経済産業協会　滋賀県大津市、日伸工業株式会社　滋賀県大津市、日伸工業株式会社宇都宮工場　栃木県宇都宮市、滋賀産業株式会社　滋賀県草津市、株式会社滋賀山下　滋賀県東近江市、湖北工業株式会社　滋賀県長浜市、日精工業株式会社　滋賀県蒲生郡竜王町、株式会社イワキ　滋賀県甲賀市、甲賀高分子株式会社　滋賀県湖南市、株式会社サン機工　滋賀県湖南市、株式会社滋賀松風　滋賀県甲賀市、日本ロジックス株式会社　京都府長岡京市、近江化学工業株式会社　滋賀県米原市、川島織布株式会社　滋賀県高島市、滋賀測器工業有限会社　滋賀県高島市、新旭電子工業株式会社　滋賀県高島市、信和精工株式会社　滋賀県高島市、滋賀経済産業厚生年金基金　滋賀県大津市、株式会社ゲインコーポレーション　滋賀県大津市、株式会社ワイズ・マーケットプレイス　滋賀県大津市、近江化学陶器株式会社　滋賀県甲賀市、株式会社サン機工膳所　滋賀県大津市、江洲運輸株式会社　滋賀県大津市

５．設立認可年月日　平成28年２月１日

平成 28 年２月 29 日

滋賀県大津市中央３丁目１番８号
経済産業企業年金基金
理事長　磯田　隆雄

国民年金基金変更公告

京都府国民年金基金の事務所の所在地に変更があったので、国民年金法第121条及び国民年金基金令第７条の規定により次のように公告します。

１．新事務所の所在地　京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595番地３

２．旧事務所の所在地　京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町80番地

３．変更年月日　平成28年２月22日

平成 28 年２月 29 日　　京都府国民年金基金

解散命令公告

東京都公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成 28 年２月 29 日

東京都知事　舛添　要一

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

東京世田谷韓国人商工協同組合
東京都世田谷区下馬二丁目37番１号
インターネットデータバンク企業組合
東京都江東区青海二丁目７番４号
東京セレモニー事業協同組合
東京都板橋区大山金井町37番10号
東京出版物特売小売商業協同組合
東京都千代田区神田神保町二丁目７番地
アジアン・ネットワーク協同組合
東京都千代田区岩本町二丁目４番５号
東京接待飲食業協同組合
東京都新宿区歌舞伎町一丁目15番12号

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

２　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記１の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、東京都を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において東京都を代表する者は、東京都知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（上記１の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（上記１の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成 28 年２月 29 日　　山梨県教育委員会

１　失効した免許状

本籍地　山梨県

氏名　齊藤　一樹

免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者

⑴　中学校教諭一種免許状（英語）、平22中第11087号、平成23年３月31日、東京都教育委員会

⑵　高等学校教諭一種免許状（英語）、平22高１第14391号、平成23年３月31日、東京都教育委員会

２　失効年月日　平成28年１月20日

３　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当